

市長室を職員にシェア本格スタート！会議室・スペース不足を解消！

古賀市役所では、3月に試験的に行いました「市長室を職員にシェア（貸出）」を4月から本格的に実施します。利用者からは、「場所の確保が難しい時期であったため場所の選択肢が増えてよかった」「静寂性があるのでオンライン会議で利用する際は助かる」など好意的な意見が多く、6日間のシェア可能日のうち5日間の利用があったことも踏まえ継続して実施することを決めました。

シェアする時間は市長が公務で不在になる時間帯のみとし、秘書担当者に事前連絡が必要です。

市役所では時期によっては大小の会議室が不足する状況であったため市長不在時の市長室の有効活用を検討。ペーパーレス化により市長室内の重要書類がすべてデータ化されて、目視の情報漏洩等の懸念がなくなったことから、市長室を会議室として「シェア」が可能となりました。

市長室を「シェア」することで、職員同士の打合せや研修等のスペースを確保できるほか、これまで市長室に入る機会が少なかった若手職員等との距離感が縮まると期待します。

■4月市長室シェア実施日時・場所

（市長室シェア可能日）

- 4月04日（金）8時30分～17時
- 4月16日（水）10時～17時
- 4月17日（木）8時30分～17時
- 4月21日（月）8時30分～17時
- 4月22日（火）8時30分～11時
- 4月23日（水）14時～17時

■経緯

- ・時期によっては会議室や打ち合わせスペースが不足。

■目的

- ・市長室の空き時間に、職員向けに市長室打合せスペースをシェア（貸出）して有効活用
- ・市長室に入る機会が少ない若手職員等との距離感が縮まる

【問い合わせ先】

古賀市役所 人事秘書課秘書係 担当：北村、橋口
電話：092—942—1143